

鳥取県告示第 731 号

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 12 条第 2 項本文の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第 16 条第 1 項の規定により告示する。

平成 18 年 10 月 10 日

鳥取県知事 片 山 善 博

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の 規格	生産業者の名称及び 住所	登録の有効期間
鳥取県 第 506 号	乾燥菌体肥料	水産乾燥菌体 肥料 3 号	窒素全量 6.0 りん酸全量 5.0	公 定 規 格 の と お り	社団法人境港水産加 工污水处理公社 境港市昭和町 12-19	平成 18 年 7 月 1 日 から 平成 21 年 6 月 30 日 まで
鳥取県 第 528 号	混合有機質 肥料	EMスーパー アグリ	窒素全量 4.5 りん酸全量 4.5 加里全量 1.5	”	農事組合法人米子葉 たばこ堆肥生産組合 米子市岡成 585-1	平成 18 年 7 月 25 日 から 平成 21 年 7 月 24 日 まで